令和３年１月オレンジ勉強会

生命保険等の保険金の受取人の遺言による変更について

令和３年１月１５日
弁護士　有馬　明仁

第１　問題提起

生命保険等の保険金の受取人を遺言によって変更できるか？

第２　保険法による規定

１　遺言による変更

＜ 保険法第44条＞
１　保険金受取人の変更は、遺言によってもすることができる。
２　遺言による保険金受取人の変更は、その遺言が効力を生じた後、保険契約者の相続人がその旨を保険者に通知しなければ、これをもって保険者に対抗することができない。

平成２２年４月１日の保険法施行により，保険金受取人の変更に関するルールの明確化が図られ，同日以後に締結された保険契約の受取人の変更は，遺言によって可能となった。

他方，保険法施行前に締結された保険契約には，保険金受取人の変更に関する保険法の規定は適用されない（同法附則４条）（ＮＰＯ法人　遺言・相続リーガルネットワーク『遺言条項例２７８＆ケース別文例集』日本加除出版，２０１２）

２　遺言による指定

遺言による保険金受取人の指定については，保険法に明文がないため，各保険契約，約款に定めるところに従うことになる。そのため，保険会社に問い合わせをして，指定の可否や手続について確認すべきである。

第３　実務上，注意すべき点

１　遺言において，保険契約が特定できる程度の内容を記載する必要がある。この特定が不十分であると，変更が認められない。

２　団体保険の場合，遺言による受取人変更が認められない可能性がある（★調査未了。保険法改正前の東京高裁平成１３年４月２５日判決では，団体定期保険の遺言による受取人変更を認めていない。）

３　保険金の受取人は，複数人であっても構わない。各受取人の受け取る比率を定めるのが一般的であると考えられる。

（添付資料）
１　公正証書遺言（略）

以　上